

岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱

平成 21 年 4 月 1 日

市水道局訓令第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、岡山市水道局(以下「局」という。)が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の請負契約に係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)において、入札書を郵送する方法による入札(以下「郵便入札」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 3 項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。

(対象工事)

第 3 条 郵便入札の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程(平成 21 年市水道局管理規程第 15 号。以下「一般競争入札実施規程」という。)第 5 条第 1 号に規定する工事とする。

(参加資格確認申請書等の作成)

第 4 条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、あらかじめ一般競争入札実施規程第 8 条に規定する申請書等を作成しておかなければならない。

(入札書等の取得)

第 5 条 入札参加者は、入札書及び入札価格内訳書の書式を、一般競争入札実施規程第 7 条の規定に基づく公告(以下「公告」という。)をした日から入札書到着期限までの間に、インターネット上の局のホームページからダウンロードすることにより取得するものとする。

(入札書等の提出)

第6条 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。以下同じ。)した上で、公告で指定した指定封筒(以下「指定封筒」という。)に封入し、岡山大学町郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により、公告で指定した日から入札書到着期限までの間に当該郵便局に到着するように郵送しなければならない。

2 前項の場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載するものとする。

3 第1項に規定する入札書には、記名押印した入札価格内訳書を添付しなければならない。

4 郵送した入札書及び入札価格内訳書(以下「入札書等」という。)の書換え、引換え又は撤回は認めない。

5 水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

(共同企業体の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、対象工事が岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程(昭和52年市水道局管理規程第15号)の適用を受ける工事である場合において、同規程第1条に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を結成して一般競争入札に参加しようとする者が、入札書等を提出した後に、共同企業体の構成員の一部が岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保(以下「指名停止等」という。)を受けたことを理由として参加資格を喪失したときは、当該指名停止等を受けた者(以下「被指名停止等会社」という。)以外の構成員については、入札書到着期限の3日前までに限り、被指名停止等会社に代わる資格要件を満たす構成員を補充し、新たに共同企業体を結成した上で、入札に参加することができるものとする。ただし、一般競争入札実施規程第6条に規定する混合入札を行う場合において、共同企業体の構成員が単体企業としての資格要件を満たしているときは、入札書到着期限の3日前までに限り、被指名停止等会社に代わる構成員を補充せず、残余の構成員が単独で入札に参加することができる

ものとする。

2 前条第1項から第5項までの規定は、前項の規定により入札に参加しようとする場合の入札書等の提出について準用する。

3 第1項の規定により新たに共同企業体を結成し、又は単独で入札に参加しようとする者は、参加資格を喪失した共同企業体の入札参加辞退届を、入札書到着期限の3日前までに管財課に提出（持参に限る。）しなければならない。

（開札）

第8条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

3 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、第12条に規定する参加資格の確認を行うまでもなく、第10条各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

4 前項の場合において、対象工事が岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱（平成19年市水道局訓令第32号）の適用を受ける工事であるときは、同訓令第4条に規定する最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。

5 入札執行者は、前2項の規定により無効又は失格となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。

6 前項の規定により落札者の決定を保留した場合は、岡山市水道局建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱（平成29年市水道局訓令第9号）に定める疑義申立ての手続を行い、同訓令第11条第1項第1号又は第2号の規定に該当したときは、有効入札書を提出した者のうち最低の価格の入札書を提出したもの（以下「最低価

格入札者」という。)を参加資格の有無の確認(以下「参加資格の確認」という。)を行う対象者(以下「確認対象者」という。)とする。

(最低価格入札者が2人以上ある場合の確認対象者の決定方法)

第9条 確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

2 くじの方法は、次のとおりとする。

(1) 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。

(2) 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

(無効の入札)

第10条 第8条に規定する開札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
- (7) 第7条第3項に規定する入札参加辞退届を入札書到着期限の3日前までに提出しない者がした入札
- (8) 指定封筒以外の封筒で入札書等を郵送した入札
- (9) 入札書等が到着期限までに到着していない入札
- (10) 指定封筒記載の工事名又は差出人名と同封された入札書に記載された工事名

又は入札者名が相違する入札

(11) 指定封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札

(12) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札

(13) 明らかに不正によると認められる入札

(14) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

(申請書等の提出)

第 1 1 条 確認対象者となった者は、公告で指定した提出期限までに、第 4 条の規定に基づく申請書等を管理者に提出（持参に限る。）し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、第 1 3 条各号のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

(参加資格の確認)

第 1 2 条 管理者は、前条の規定により確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が次条各号のいずれかに該当するとき又は前条第 1 項ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

2 管理者は、前項の規定により確認対象者の参加資格がないと認めるときは、確認対象者の次に低い価格の入札書を提出した者（以下「次順位者」という。）以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が 2 人以上あるときは、第 9 条の規定により付した順位の順に参加資格の確認を行うものとし、次順位者以降について、同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて参加資格の確認を行う順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 第1項の規定は、前2項の規定による確認について準用する。

5 管理者は、前各項の規定による確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

6 管理者は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。

(失格)

第13条 前条に規定する参加資格の確認において、次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者

(2) 管理者が指定する期限までに申請書等を提出しない者

(3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者

(4) 記名押印がない入札価格内訳書を提出した者

(5) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書を提出した者

(6) 入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書を提出した者

(7) 明らかに不正によると認められる入札を行った者

(8) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。)

(9) 対象工事が低入札価格調査対象工事である場合において、岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱(平成17年市水道局訓令第30号。以下「低入札価格調査実施要綱」という。)第7条の2に定める入札価格詳細内訳書を提出期限までに提出しない者

(10) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

(落札者の決定)

第14条 管理者は、第12条に規定する参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者(以下「資格確認者」という。)を落札者として決定するものとする。

ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第7条の2第1項

に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

(参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第15条 管理者は、前条の規定により落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。

(確認手続の特例)

第16条 管理者は、第11条から前条までの規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめすべての入札参加者から申請書等を提出させた上で、資格確認を行うことができるものとする。

(その他)

第17条 地方自治法第234条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条に規定する指名競争入札において、郵便入札を実施する場合の手続については、一般競争入札に準じて行うものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年市水道局訓令第16号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則(平成22年市水道局訓令第34号)

この訓令は、平成22年12月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則(平成29年市水道局訓令第11号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する工事から適用する。

附 則（平成 30 年市水道局訓令第 17 号）

この訓令は，平成 30 年 10 月 1 日から施行し，改正後の岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱の規定は，同日以後に公告又は指名通知する工事から適用する。